

### 第三章 莊園社会における地頭御家人と寺社

—陸奥国好島荘における寺社を例に—

#### 序

前章までは、特に莊官名主に当たる階層による寺社の存在形態と意義を考察してきた。しかし、右とは別個の体系を形成していたと思われるのが、いわゆる在地領主層による系統である。

特に地頭御家人は、制度的保障と経済的基盤を以て、莊園内部に氏神・氏寺を建立し得る存在であった。この問題については一九三〇年代以降、奥田真啓による一連の論考があり<sup>(1)</sup>、史料の博搜を含め、その性格付けや形態分類については、これを大きく越える論考は存在しないと言つてよい<sup>(2)</sup>。しかし、在地社会における氏神・氏寺の意義については、当初からその内面性が問題とされたため、ほとんど明らかにされてこなかつた。近年、武士の氏神・氏寺についての研究は停滞し、いわゆる武士論においても、こうした要素を取り上げられることは少ない<sup>(3)</sup>。

九〇年代に入つて、在地社会における氏寺の宗教的・社会的意義を考察した川岡勉、高橋修の成果は挙げられるものの<sup>(4)</sup>、莊園公領における氏神・氏寺の位置および他主体との関連については、実態分析を含め、いまだ多くの問題を残していると言えよう。

本章では、近年までの在地領主制研究の成果を念頭に置きつつ、地頭御家人と在地寺社との関係を、氏神・氏寺を含め具体的・体系的に明らかにし、それを莊園社会における宗教構造に位置付けてみたい。素材としては、関東御領である陸奥国好島荘を探り上げる。同荘は鎮守として飯野八幡宮を有し、立券以前からの寺社も存在する一方、一分地頭の館に随伴する形で、多くの氏神・氏寺の痕跡が確認される。氏神・氏寺に関する文献史料には乏しいが、考古および伝承史料により、それらを復元することは可能であると考える。まず、前提となる一般条件の確認から始めたい。

#### 第一節 考察の諸前提

##### (1) 地頭御家人における信仰の基本的特質

鎌倉武士の思想については津田左右吉以来、その特徴として、I 「武家の習」すなわち武芸修練の尊重、II 家系・家名・武功の重視、III 利己主義の克服（自己放擲による無我の実現）、IV 絶対他力への傾倒による禪・念佛との接点、等の事項が指摘されてきた<sup>(5)</sup>。従来の考察では、文学作品に素材が求められることが多いが、ここでは特に文書史料に注目し、地頭御家人の信仰の構造を再検討してみ

たい。まず、「淨土寺文書」嘉元四年（一二〇六）十月十八日定證起請文を探り上げる<sup>(6)</sup>。起請文は、備後尾道淨土寺が西大寺末寺として落慶供養を終えた直後、同寺長老の深教房定證によつて記されたものである。定證自身の前半生も述べられており、それによるところ、彼は紀伊国の武家の惣領であつたという。起請文は、武士がその心情を直截に吐露している点で、稀有な史料と考えられる。

### 【史料 1】

（前略）而弟子生縁南海紀州也、当國風俗多好狩獵、一家重代皆携弓馬、朝夕殺生為事、屢經三十餘年畢、爰文永十年之秋、清風朗月之夜、良友數輩廻飲、當座詠三首題、於彼誑言綺語之席、忽發一念菩提之心、是最初發心之起也、明年之春出洛之時、於六波羅侍見諸人出仕、其中或司馬殊越傍輩、眷屬因邊英雄拔群、是則繼先祖名將之家風、富後胤重代之潤屋之故也、于時予竊憶、勇士戰陣之時、皆雖替命号留名、其人臨終之魁、更無替名号留命、勲功之賞伝家、永致子孫之繁昌、閹殺之罪隨身、獨受泥梨之苦果、多妻子眷屬之者、不隨中有之路、誇官位福祿之者、不備後生之要、唯戒及施不放逸、今世・後世為伴侶文、不如戒為究竟伴過生死險道、出家受戒之志、是時弥口催、是第二度發心也

定證は紀伊国の武家に生まれたというが、起請文の別の部分によると、彼の所領は水無瀬川の西にあり、そこに氏寺・西大寺末寺として「金剛寺」を建立したという。金剛寺跡は池田莊城の中三谷集落に残つており、在地領主として池田尾藤氏の存在が指摘できるため、定證が同氏の出身であつた可能性が高い<sup>(7)</sup>。

定證は文永十年（一二七三）の秋、朋友と詠歌・酒宴に興じた際、忽然と第一の「一念菩提之心」を発した。しかし、この時の発心の具体的な内容は明らかでない。翌年の春、六波羅に出仕した彼は、ある名家の武士を見て、それは「先祖名将の家風を継ぎ、後胤重代の潤屋に富むの故」であると考へる。しかし、「勇士」は「戦陣の時、皆命号に替えて名を留むる」が、「名号に替えて命を留むること」はできず、「勲功の賞、家に伝わり、永く子孫の繁昌を致す」一方、自身は「闘殺の罪を身に隨え、独り泥梨の苦果を受」けねばならない。こう観念した彼は、「中庸の路」「後生の要」のため、「戒の不放逸を施」し、「戒を究竟として」生きてゆくのが肝要であると考えるようになつた。ここでは、武士における殺生觀と、それ故の戒律への飢渴が指摘できる。また、個人の往生という観点から、自身の職能に対する疑念が生まれている点も特記すべきであろう。

### 【史料 1-2】

(承前) 帰國之後、漸送旬月、九夏徒過、三秋將暮、不囬值善知識之汲引、得聞出離之要、即參詣長谷寺、終夜侍宝前、行三百三十三遍礼拝、祈請曰、南無大慈大悲觀自在尊、今生必得發菩提心云々、礼拝既畢、殊抽寸府凝懇志之処、非夢非寤、感不可思議妙瑞、恩情丹棘之信水、自通大悲願海水之内、薩埵青蓮之慈眼、忝照一心称念之底、感應道交、靈驗指掌、哀平貴乎

帰國の後、「善知識の汲引」によつて長谷寺に参詣した彼は、宝前に侍して「三千三百三十三遍礼拝」を行ない、「發菩提心」を得ることを祈請し、ついに「観自在尊」から「不思議妙瑞」を受け、出家への願望を高めていく。その前提として、①定證が所領の近隣に位置する粉河寺の観音に参詣していたであろうこと<sup>(8)</sup>、②長谷寺も粉河寺も、平安末には三十三所巡礼の観音道場として組織化されていたこと<sup>(9)</sup>、等の事情が推測される。尾道淨土寺金堂の本尊として、長谷寺の十一面観音を模刻するなど、定證においては出家の後も観音への信仰が卓越している。観音は刀杖や諸魔の退散などの靈験を持ち、地蔵と並んで武士から信仰されやすいという性格を有するが<sup>(10)</sup>、右の例は、武家における護持仏の形成過程を示すものとして注目される。

### 【史料1-3】

(中略) 同年十一月廿七日、辞本国赴南都、詣西大寺、奉拝興正菩薩、瞻仰尊顔、目不暫捨、憐愍教化之音、深銘心肝、信受歡喜之涙、難禁眼泉、定證申云、年来存出家受戒之志、然而為父下愚一人之外、依無男子、為繼家業不許之、背彼命者、可為不孝否、欲蒙御許可矣(後略)

定證は、文永十一年(一二七四)十一月下旬に南都に赴き、西大寺觀尊に對面した。定證は觀尊に対し、「年来出家の志」を持つてはいるが、父は「下愚一人の外、男子無きに依り、家業を繼がしめんがために之を許さず」、これを振り切つて出家するのは「不孝」となるか否か、という疑問を呈する。御家人身分を放擲することへの躊躇は言及されない一方、父に対する孝不孝の問題は、定證の最重要事として意識されていたことになる。定證の苦惱の背景には、①武家における孝養報恩が、家業の継承という観念によつて補強されていたこと、②親権の内容には、父母自身に対する報恩孝養の保障が含まれ、既に相続における法慣習としても「孝養」が機能していたこと、などの事態が考えられる<sup>(11)</sup>。

ここでは三点に整理したが、先に掲げたIについては、それに見合う護持仏が形成される可能性、IIについては、特に孝養報恩の問

題が、家系・家業への意識と相俟つて信仰の基盤を形成している点を指摘した。しかし、後者については仏法との接触を通じて疑惑を呈されており、個人の往生は家業の継承と明らかに相克を見せている。この点で、Ⅲの日常における自己放擲が、信仰上の「無我」に移行するわけではないことも確認しておこう。武士の信仰上の苦惱はまず以てここに存し、最近言われているような「兵の家」の名誉意識や殺生仏果観<sup>(12)</sup>によつては、克服し得なかつたと見るべきだろう。次にⅣの点については、さらに検討の余地がある。定證の信仰は絶対他力とは言えず、また只管打坐・選択本願念佛など新仏教的な行に向かわない点にも注意すべきである。家業に対する殺生觀および生活規範との共通性からしても<sup>(13)</sup>、武士における苦惱の克服にはむしろ、戒律を一義とする真言律や臨濟禪が希求されるのが一般的であると考えられる。この点は、後節でも問題となる点なので、特に注意をしておきたい。

## (2) 地頭御家人と在地寺社の基本的関係

右に見たような信仰は、多く在地の寺社という場において具現化されると考えられる。そこで次に、武士と在地寺社の基本的関係について、いくつか簡略に整理しておきたい。

### 【史料2】

#### 一 庄内諸社

八幡宮 大歳

件二社者、於庄官百姓等之經營、恒例神事勤行云々、者守御配分之旨、両方寄合可令勤行之

崇道天皇

件社者、堀内鎮守云々、仍両方寄合、有限神事任御配分之旨、可令勤行之

新宮 今宮 山田別所

件三ヶ所、一向可為時直沙汰也、者若王子宮、一向可為資直沙汰也者<sup>(14)</sup>

これによると、地頭が「堀内鎮守」として「崇道天皇」を祀り、「新宮」「今宮」「山田別所」「若王子宮」を把握している。また「八幡宮」「大歳社」の神事は「庄官百姓等之經營」であり、地頭の側からも「勤行」への参加が義務付けられていた。地頭による修法・祭祀には、①屋敷地、②氏神・氏寺、③莊鎮守の次元が存在したことになる。以下、三者の次元を簡略に検討していこう。

①においては、初住者による地鎮捧賽が行なわれた可能性が指摘されるが<sup>(15)</sup>、そこは守護神・守護靈の鎮座する空間であり、一族

結集の精神的紐帶であつた<sup>(16)</sup>。なお、②の氏寺は①における墓所堂・持仏堂が発展したものであり、原初的には父母の遺言により、庶子を僧侶に当てる形態が一般的であつたと思われる<sup>(17)</sup>。

次に氏神については、従来のように単なる血縁的祭祀の範疇に収まるものとしては理解できないように思われる。それは特に、神祇と農耕との関連から予測される事態である。例えば上野国新田莊においては、既に平安末期、新田氏の田畠在家目録に、多くの神社の神田が見えている<sup>(18)</sup>。そのうち熊野社は早川水系、赤城・生品社は湧水地域の用水神であつたと思われ、新田氏が神田を把握していることから、祭祀も同氏が行なつていたと考えられる。

開発者たる武士が、その地の祭祀を司る「長者」＝神主の性格を持つていたとする伝承は多い<sup>(19)</sup>。中世初期における開発は、民衆の最も基本的な願望である一方、技術の未発達に見合う形で、自然改変への盲目的な畏怖も存在した<sup>(20)</sup>。開発領主はこうした意識面での制約に向き合わねばならず、この点で地頭の氏神が地域における農耕祭祀と連鎖する可能性が存すると思われる。

ここに挙げた地頭の氏神・氏寺については、「地頭門田畠内寺社者、可為地頭沙汰」すなわち領家の干渉を受けない、という原則が存在していた<sup>(21)</sup>。下地中分の際も、領家・地頭の寺社が各領内に移動され、この原則は厳密に遵守されている<sup>(22)</sup>。氏寺・氏神に付属する職は地頭の補任にかかり<sup>(23)</sup>、地頭は寺社をめぐる職を再生産していたことになる。一方、莊園内部には名主百姓層の建立による寺社も存在するが、領家の検査を経た上で免田が給付され、僧侶・神主職は政所の補任にかかる<sup>(24)</sup>。職をめぐる地頭の優位は明白であり、こうした職の保障は、莊園内部において武士が宗教的主導を握り得る基盤を提供する。

③莊鎮守と地頭との関わりについては、当面その関係が従来言われるほど険悪なものではなかつた点を指摘しておこう。播磨国伊河上莊の大山寺においては、鎌倉期を通じて領家・預所・地頭の寄進地が集積しており、地頭側の所願には莊園および領家の安穏を祈るものが多い<sup>(25)</sup>。また、近江国大原莊においても、莊園の立券当初から鎮守における領家・地頭の協力体制が観察できる<sup>(26)</sup>。莊鎮守における祭祀・修法は、莊官・地頭・名主百姓の参加によつて行なわれるのが一般的であり、地頭が莊鎮守の乗つ取りを企てるような事態は、むしろ特殊なものではなかろうか<sup>(27)</sup>。

以上、武士と在地寺社との関係を、莊園制との関連でさらつてみた。それには、①屋敷地、②氏神・氏寺、③莊鎮守の三つの次元があり、①②については職の保障が大きな影響をもたらすこと、氏神については地域的な農耕神に展開する可能性のあること、③については、地頭が決して莊鎮守と敵対的な関係になかつたことを指摘し

た。以上を念頭に置きつつ、次節以下では、一莊園における武士と在地寺社の関係を具体的に検討していきたい。

## 第二節 陸奥国好島荘の成立と寺社

好島荘は名目上「石清水八幡宮御領」と言われるが、預所の補任権は幕府が掌握し、実質は幕府が領家の立場にある関東御領と考えられている。飯野八幡宮縁起注進状案<sup>(28)</sup>には、

### 【史料3】

注進 陸奥國岩城郡

八幡宮 縁起事

文治二年八丙午七月十日、自本社捧御正体

預所

治一年

矢藤五武者頼広 同御使者源貞次、八月十日好島郷仁下著畢  
御社所赤目崎見物岡仁ト建立了

神官人等定了

(中略)

元久元年八甲子始造當、同三年造當了

建永元年八丙午八月廿五日御遷宮了

承元三年八己巳経藏造立了

建暦元年四月十五日八幡宮御演出

(後略)

とあり、好島荘は文治二年（一一八六）には立荘され、この年の八月に石清水八幡宮から「御正体」が赤目崎見物岡に勧請された。建永元年（一二〇六）八月には、飯野平に遷宮されている。幕府は、八幡宮を莊園の鎮守と位置付けたことになるだろう。

一方、莊域には立券以前から、①鎌倉明神、②塩明神、③大折寺が存在した<sup>(29)</sup>。①鎌倉明神および②塩明神は、所在地に基づく神名で、前者が北神谷字鎌倉、後者は塩字塩向の辺りに存在したと思われる。①鎌倉は、東莊政所の置かれた衣谷の東方一キロに位置し、同地域の条里地割を耕する集落との結びつきが推測される。②塩明神は、潮風を防ぐ神性を持つと推測され<sup>(30)</sup>、祭祀主体としては塩地域西方の条里地割を耕する集落が想定される。③大折寺は、現・大利の山岳寺院であつたようだが、系譜する寺院は見当らない。右の寺社には免田が与えられたが、大折寺の大般若講を除いて、祭祀・修法の具体的な内容を明らかにできない<sup>(31)</sup>。

これらの寺社は、好間川・夏井川と仁井田川沿岸の条里区域に分布し<sup>(32)</sup>、立券以前の集落の存在を暗示している。しかし、莊の東

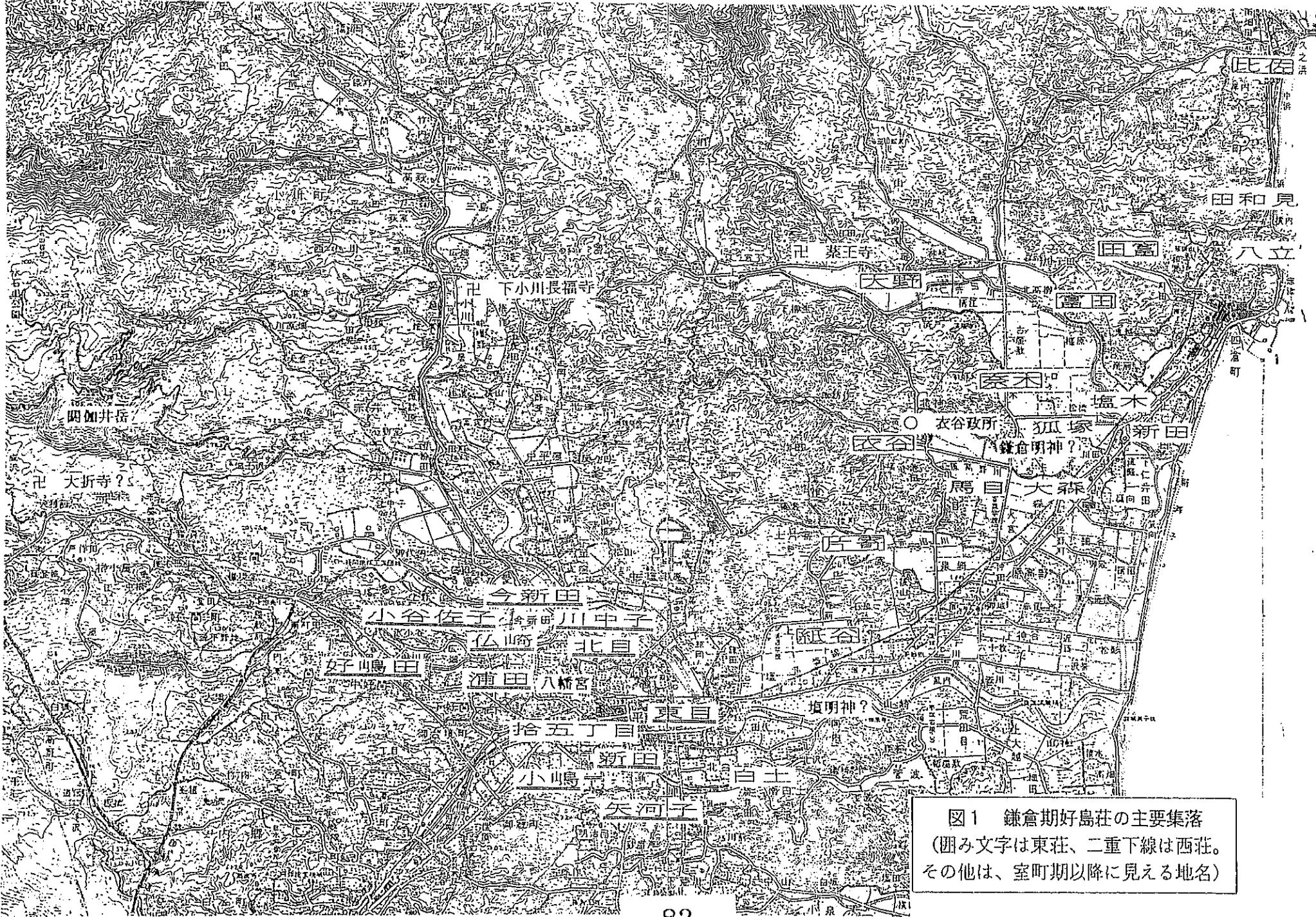


図1 鎌倉期好島荘の主要集落  
(囲み文字は東莊、二重下線は西莊。  
その他は、室町期以降に見える地名)

方には「常々荒野」が広がつており<sup>(33)</sup>、概して集落の存在は薄いものであつた。この前提の上に莊鎮守が勧請・建立されることになるが、これについては若干の注意が必要である。

第一に、飯野八幡宮の重要度。八幡宮は、源頼義が置いた「五里八幡」を頼朝が再興したもので、奥州遠征の祈祷を目的としていたと言われる<sup>(34)</sup>。同宮には神宮寺が置かれ、構成員としては、大般若講衆、仁王講衆、東西の執行を中心に、職名のある者で総勢五十名にのぼる<sup>(35)</sup>。祭礼の中核は、二月および八月十五日の彼岸放生会であり、その際には境内に竈殿・舞殿・庁屋が設けられ、流鏑馬・相撲が各地頭の役として配分されている<sup>(36)</sup>。神宮寺を置く点や、大般若講・仁王講衆を中心とする点、流鏑馬行事が行なわれる点は、頼朝の意向や鶴岡八幡宮の構成を考えたもので、飯野八幡宮は当初から將軍祈祷所としての性格を持つていたとされる<sup>(37)</sup>。しかし、これについては、次のような疑問も存する。

まず、文治二年（一一八六）の勧請について、一方で多くの寺社への奉幣・寄進を記録する『吾妻鏡』に何の記述もなく、その後も八幡宮に対する奉幣・祈祷令等の記事が見えない。頼朝が八幡を氏神と意識したことを考えると不自然な事態であり、將軍祈祷所としての性格にも疑義をもたらす。また当初、出自の明らかでない御家人が預所に補任されているように、幕府は莊經營についても決して積極的ではなかつたと思われる。文治五年（一一八九）に到つて、奥州遠征の「海道大將軍」である千葉介常胤が預所に補任されるが、実際にはこの時点での奥州藤原氏への与同勢力が駆逐・没官され、莊經營の転換が行なわれたのではないだろうか<sup>(38)</sup>。当初、幕府における好島莊・飯野八幡宮の重要性は低いものであり、その後も積極的な介入が見られない点を指摘しておこう。

第二に八幡宮の観念性。文治二年、八幡の勧請と同時に「神官人等」が定められたが、預所（千葉氏）により実際の組織が確定されたのは、堂社の造営が始まつた元久元年（一二〇四）のことである。特記すべきは、八幡宮の別当と莊の預所が並立して莊園の支配に当たつていることであり、好島莊はあたかも八幡宮の境内郷であるかのような観念的擬制がほどこされている。また、この時点で莊の東西に立行事が設定され、東二郷・西一郷に諸役賦課を伝達することが決められた。飯野八幡宮の組織は、各集落における一分地頭への賦課を直接の基盤とすることになつたのである。これは人為的な鎮守の創設であり、それ自体が虚偽的・擬制的な地域の観念を喚起するものであることは、前章に指摘した通りである。

右の立行事は、建長五年（一二五三）の史料に見える「大行事」のことと思われ、次元は異なるものの、「政所」すなわち預所の職務と未分化のまま、先の別当職とともに西莊預所に吸収されていく

と見られる<sup>(39)</sup>。預所神主としての伊賀氏の権能はここに起源を持つが、この段階で既にいくつかの問題が胚胎している。

第一は、八幡宮の基盤が一分地頭への賦課に据えられた点であり、進展する開発地への賦課は、ほぼ預所の意志に委ねられることになる。第二は、地域により預所が地頭職を兼帶する点であり、預所もまた一分地頭と同様、荒野開発を進める主体となつたことである。預所と一分地頭との対立は必至であり、それは第一の点では祭礼役の拒否、第二の点では荒野開発における相論となつて現れる。一分地頭は八幡宮の経済基盤を担い、また祭祀・修法の実質的参加者であるが<sup>(40)</sup>、右の点で八幡放生会を通した御家人の統率という精神支配<sup>(41)</sup>も至んだものにならざるを得ないだろう。

以上、預所の存在により、他の八幡宮に比して地頭御家人における精神的紐帯や、彼らに対する精神的支配が不完全なものであつたことを指摘した。右の所論からは、一分地頭についての考察が必須となるが、次節では、各集落における一分地頭の氏神・氏寺を中心的に考察していくこととする。

### 第三節 好島東莊における武士団と寺社

好島莊は、承元二年（一二〇八）に東・西莊に分かれ、元久元年（一二〇四）の段階で、入道殿（岩城清隆）、新田太郎（岩城師隆）、好島三郎（岩城高宗？）、深沢三郎、千倉三郎、片寄三郎、大森三郎、戸田三郎（富田行隆？）、田戸（田富）次郎、大高三郎の地頭給が確認される<sup>(42)</sup>。西莊には預所・地頭兼帶の地が多いため、ここで東莊を素材として、武士団と寺社の関係を探つてみたい。

東莊では、文永年間までに、大野・奈木・紙谷・片寄・衣谷・田富・富田・比佐・末次に一分地頭の存在が確認され、これらは当初、惣地頭・岩城氏の支配下にあつた<sup>(43)</sup>。次の岩城氏系図は、研究史を参照しつつ、「国魂系図」「磐城系図」を基本に、文書による知見を加えたものである<sup>(44)</sup>。関係部分のみを掲げたものだが、岩城氏が飯野や好島の他、白土・富田・絹谷（衣谷）・神谷（紙谷）・塙に定着していく過程はうかがえよう。

東莊にも預所が存在し、承元二年（一二〇八）大須賀通信が補任されて以来、職は通信・信泰・宗常と伝えられた<sup>(45)</sup>。東莊の政所は衣谷郷に存在し、大須賀氏はここを拠点として、「承久御下文」の権利に基づき「常々荒野」の開発を進めていった<sup>(46)</sup>。同氏は弘長以来、紙谷郷地頭職を通信・胤氏・時朝・宗朝と相伝させているが<sup>(47)</sup>、これは右の開発によるものであろう。以上を前提として、東莊における寺社の存在形態を考えてみよう。

第一に、先述の鎌倉明神は衣谷の東方、塙明神は紙谷の南方に位

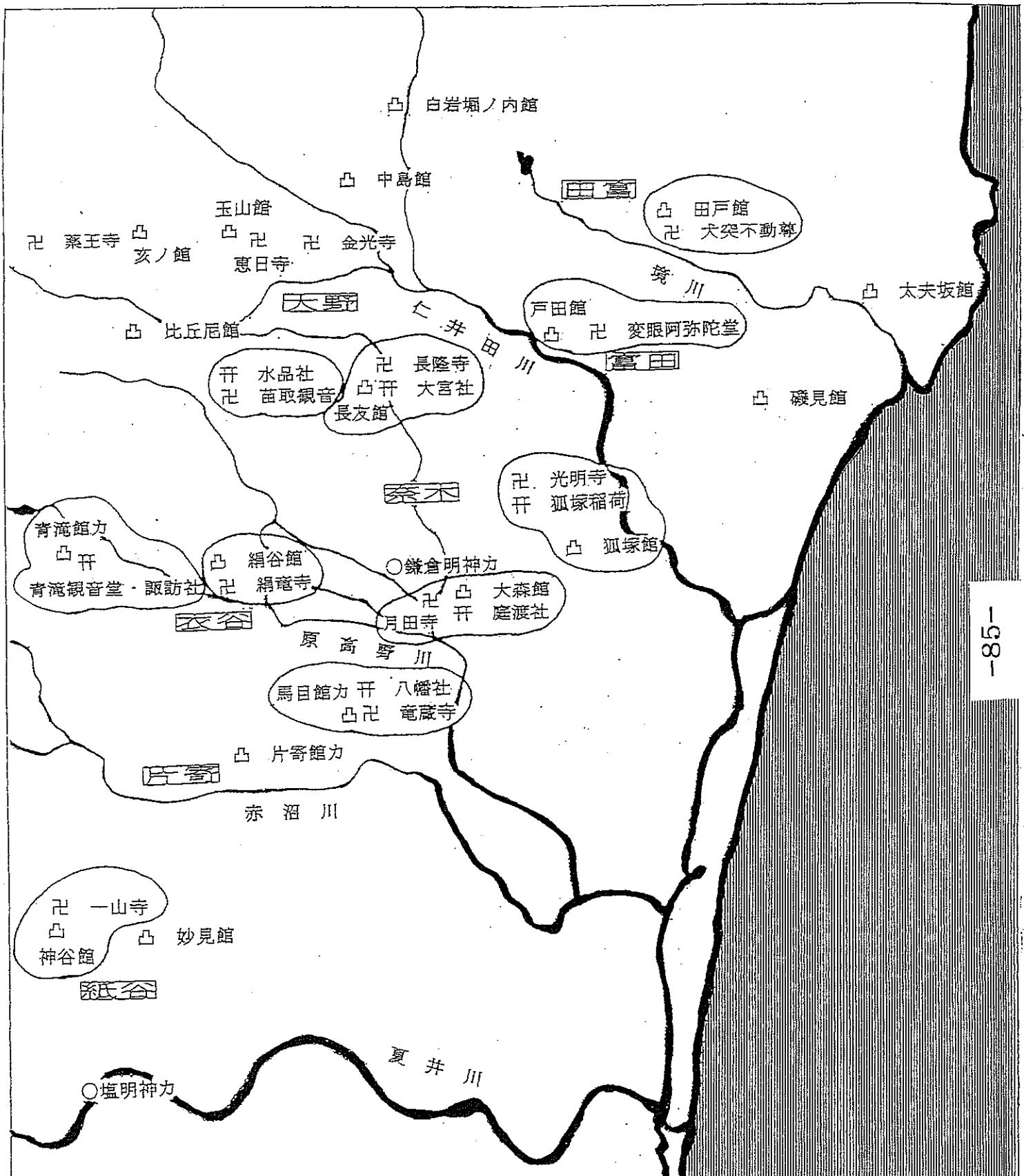
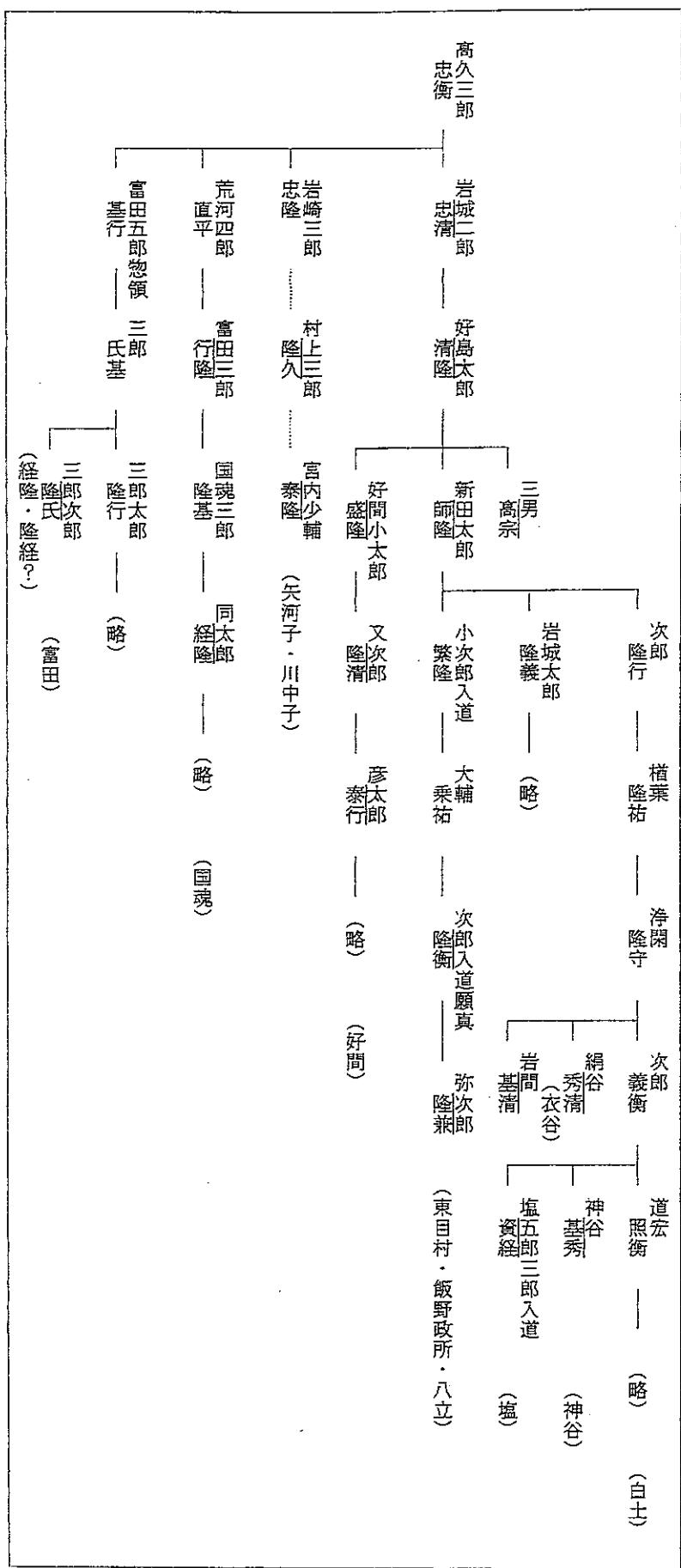


図2 好島東莊における館と寺社  
(一部、室町期以降のものも含む)

図3 岩城氏関係系図



(註)「岩城系図」(『続群書類』五・上)、「岩城國魂系図」(『いわき市史』第八卷)、「岩城系図并雜記」(秋田県立公文書館蔵)などに拠る。接線のある名は他資料にも現われるが、点線は系譜関係が確定的でないことを示す。後尾の括弧内に、その所領と思われるものを記した。

置することに注意されたい。前者は東莊政所、後者は預所の開発地に当たつてはいる。旧来の寺社は、一般的に領家の管轄にかかり、この場合も供料田の管理とともに、預所がその祭祀に関与した可能性が高い。当然、近隣の集落にも、その影響は及ぶであろう。

第二に、鎌倉期に形成される寺社であるが、それがほぼ全て、一分地頭の館と一体の氏神・氏寺として建立された点に注目したい。伝承の上でも「神谷の妙見社は、承久の頃、千葉六党の一たる神谷運隆が氏神として勧請した」、「塙字宮前の熊野社は、正應頃に勧請されたもので、塙野五郎義綱もしくは白土隆信の守護神であつた」と言われる<sup>(48)</sup>。前述のように大須賀氏（千葉氏）が紙谷（神谷）郷地頭職を有していた事実、「白土殿」など岩城氏一族が熊野の檀那として現われる事実<sup>(49)</sup>、等を考慮に入れると、こうした伝承の信憑性も高まるのではないかだろうか。以下、武士の館の所在に即して、右の問題を考察してみよう。好島莊城には多数の館跡が残存し、近世以来「磐城四十八館」と言われるが、東莊に關係する範囲では、図のようなものが挙げられる。

絹谷の場合を考えてみよう。絹谷は、東莊政所の存在する衣谷に当たるが、「館下」の付近に「一町田」や「大苗代」「庄司作」の地名が残る他、創建は不明ながら、青竜山絹竜寺が存在する。この地が、ほぼ衣谷政所として比定されるであろう。さらに谷奥の諏訪作には諏訪社が存在し、同社境内の青滝観音堂は鎌倉初期と伝える木造千手観音像を蔵する。これは「青滝寺」と称されたらしく、修理棟札には「元亨二年二月十八日 平朝臣左馬助隆久」と記されていたという<sup>(50)</sup>。同寺の供養塔には「嘉曆三年十月五日」の銘が刻まれており<sup>(51)</sup>、鎌倉末まではその存在を遡らせることができる。衣谷郷においては、預所の他に一分地頭も館を構え、それぞれ氏神・氏寺を所有していた状況が推測される。

館に随伴する氏神・氏寺という点は、他地域でも指摘できる。<sup>①</sup>長友館の付近には「古屋敷」「一町田」の地名を残し、長隆寺と鎮守の大宮神社が存在する。長隆寺の木造地蔵菩薩立像は鎌倉期のもと推察され、また境内の供養塔銘のうち、最も古いものは正和二年（一一三一）の銘である<sup>(52)</sup>。<sup>②</sup>狐塚館には、狐塚稻荷と真言律宗の光明寺（創建不明）があり、稻荷社は正治元年に岩城小太郎成衡が館内に勧請したものという<sup>(53)</sup>。<sup>③</sup>田戸には白山館があり、明治二九年「犬突不動尊実記」には「当寺ハ淳和天皇ノ御宇、天長年中ヨリ乾ニ当り、往古白山館アリ、館主田戸修理大夫、当寺ヲ創建セラレ、成遵僧都ヲ以テ開山トス」と記されている<sup>(54)</sup>。伝承の当否は別として、氏神・氏寺が館を中心として建立された点は、從来の見方と合わせて一般化できる。供養塔が残る点で、氏寺は一族の墓所として機能していたと思われるが、一方の氏神の機能について



図4 衣谷（絹谷）における地形  
・地字と武士の館・氏神・氏寺

は、家系への自己認識を促す他、次のような事例から推測される点

がある。平水品における水品神社の伝承を挙げておこう。

万治四年（一六六一）の「三宝荒神略記」には、以下のような伝承が記されている<sup>(55)</sup>。

#### 【史料4】

伏見天皇の御宇、永仁乙未年四月下旬、大に雹を雨ふらし、禾苗悉く傷む、時に夜々光を山林の中に放つあり、野田に照耀す、村民往て林中を見るに禾苗を束ねる山の如し、神託あり、我は三宝荒神なり、天災の民人を苦しむを憐み、苗を此に集む、宜しく持帰りて以て田に挿むべし、衆大に喜び其の言の如くす

其年六年、大に旱す、同人山に登り雨を乞ふ、須臾に雨起り、雷動き、大雨盆を傾ぐ、因て西城の豊饒を得たり、郡主喜悦、神社を創建し、鎌倉の僧恵普（ママ）を請し、社務を掌らしむ、山を苗取といひ、寺を荒林と云ひ、院号も林光といふもの（ママ）、此の縁由を以てなり（後略）

永仁三年四月に雹が降り、田畠が被害を受けた際、深夜山中に光を発する稲積みのようなものが現われ、苗を持ち帰つて植えるようにとの神託が下つた。これにより人々は凶作を免れたが、同六年の旱魃の際にも神に祈つたところ、降雨を得ることができたた。「郡主」（おそらく岩城氏）は神社を創建し、鎌倉の僧恵普（善力）を招請して、荒林寺（苗取観音）を建立したという。荒神は荒野開発にまつわる救荒的な神性を持ち、それが開発領主により利用された事実が推測される。氏神が、勧農に果たす役割は瞭然であろう。

この点で重要なのは、館の立地条件である。東莊の館跡に關しては、ほぼ例外なく山地・丘陵の中腹に存在し、山腹からの湧水や谷筋の川水を扼する位置にある。先の絹谷の例で言うと、谷中央を流れる原高野川は厳密には灌漑用水ではなく、むしろ南北の谷筋から流れ出る湧水の排水路としての性格が強い。先の絹竜寺と青滝寺もまた、背後の山腹からの湧水を押さえているのであり、この点で勧農との関連を考えることは可能である。近年、館の堀が農業用水としての意義を持つ、とする説は否定されつつあるが<sup>(56)</sup>、平地の館ではなく、右のような例を想定した場合には、館と農業用水との関連はなお有効性を持つ概念であろう。右に見た伝承は、こうした条件を基盤とした上で、氏神が地域的農耕神として機能する可能性を示しているのではないだろうか。

以上、莊鎮守たる八幡宮の祭祀は、惣莊の次元で勧農や御家人の連帶という機能を担うが、個別の地域に即しては、武士の氏寺・氏神が独自の修法・祭祀を生み出していったことになる。東莊において

は、在家農民による寺社建立の検出は困難であり、また現在に到るまで右の氏神・氏寺が村社・村堂として機能している点に、武士が在地の宗教的主導を握っていた事態が推測される。

#### 第四節 武士団の動向と寺院の変容

##### (1) 氏寺における信仰の受容

前掲した館主の多くは岩城氏であつたが、これらの館をめぐつては、ある宗教的紐帶および潮流が形成されていたと思われる。

宝暦八年（一七五八）三月の「至玉山金光寺縁起」<sup>〔5〕</sup>には、次のような伝承が記されている。

##### 【史料5】

聖武天皇へ人皇四十五世▽天平の十五年、河内国野尾の郷に地蔵房応一上人と云ふ人あり（中略）上人信心愈々凝り、願力益堅うして而も大和国南京大仏の像を鑄造するの治工に託して長サ一尺二寸の銅像の無量寿仏を經營し之を荷戴して上り履を踏み錫を杖て以て庶方に遊歴し乃ち当地に到り緇廬を結んで住居すること年久し、傍に小池を穿ちて以て洗沐に備へ礼仏誦経昼夜懈らず、禪暇手つから地蔵尊像八躯を彫刻して大野八箇處に安置し奉る其の一は当処初一の堂、其の二は山田村の伽羅橋、其の三は柳生村の二ツ堂、其の四是長友村の霞堂、其の五は狐塚の古市堂、其の六は戸田の堰上堂、其の七は名木村の二岐堂、其の八は新田村の内城堂、是なり（後略）

天平十五年、河内國から地蔵房応一という僧侶が下向し、大野の八箇所に地蔵尊像を安置したという。長友村の霞堂は長隆寺、狐塚の古市堂は光明寺、戸田の堰上堂は変眼阿弥陀堂であり、八ヶ所の地蔵は、先に掲げた館に随伴する氏寺にほぼ一致する。なお、金光寺自体は「建長壬子中に江州竹生島の僧理満蜜法師」がこの地に向した際、「海東冠者左近衛の貞衡公、当國山田小湊の城に住して厚く理（満）蜜法師に帰して」建立したものという。金光寺も一分地頭の館に建立された寺院であり、他国からの僧侶が開山となるという伝承を有した。さらにその寺院は、東莊内部の集落に何らかの影響力を持つたと推測されるのである。

関連する伝承は、長友・戸田・狐塚においても確認される。長友の長隆寺の地蔵尊をめぐつては、次のような伝承が存在する。長隆寺は、貞和三年に岩城朝義が建立し、その子長隆が僧恵哲を開山としたが、本尊の木造地蔵菩薩立像は安阿弥陀仏の作で、円覺寺長老から贈られたものという。この地蔵尊をめぐつては、一方で建久年

間に長友の領主が円覚寺に入つて快慶に刻ませ、狐塚の稻荷、戸田の阿弥陀とともに筏にして、由比ヶ浜から仁井田浦まで運ばせたとする伝承が存在する。狐塚稻荷は岩城成衡の建立、戸田の変眼阿弥陀堂は岩城常隆の護身仏といふ伝承を残す点に注意されたい。

鎌倉からの僧侶の招請という点では、荘域外ながら下小川の佐竹氏の事例が注目される。佐竹氏は鎌倉末期、衣谷郷の一分地頭であつたことが確認されるが<sup>(69)</sup>、下小川にも所領を有し、その氏寺は長福寺であつた。これは明らかに西大寺末寺であり<sup>(59)</sup>、同寺には木造觀音尊坐像も伝存している。天保六年（一八三五）の「小川山宝幢院長福寺縁起」<sup>(69)</sup>には次のようにある。

#### 【史料 6】

開山鎌倉極楽寺慈雲和尚へ毎歳八月廿四日、五日開忌▽本願小河入道義綱、元亨二年壬戌ノ朔建也（割註略）其頃小河入道義綱鎌倉在番ノ時、鎌倉殿ノ御勘氣ヲ蒙り、其罪遁レ難ク、既ニ切腹ニ及ハントスルノ節、義綱極楽寺長老ヨリ五戒ヲ授カル（割註略）時ニ長老問曰、足下世ニ殘心無キ乎、義綱答曰、某シ當年信州諏訪大明神御戸ノ役ニ當レリ、不果之シテ死ン事本意ナシト、長老聞テ黙止難ク、乃上聞ニ達セシカバ、終ニ死罪一等ヲ宥メラル、依テ其本願トシテ信州ヨリ諏訪明神ヲ磐城小河に勧請ス、今ノ高荻諏方是也、是時極楽寺ノ中、地藏院ノ主慈雲和尚モ始テ東奥ニ下向ス（後略）

元亨二年に將軍から死罪を受けた佐竹義綱（小河入道）が、刑直前に極楽寺長老から五戒を受け、「信州諏訪大明神御戸之役」を果たさず死ぬのは無念と訴えたため、長老がこれを將軍に伝え、罪一等を減じられた。義綱は諏訪社を小川に勧請する一方、極楽寺地藏院の「慈雲和尚」を招請し、長福寺を建立したという。

以上から推察されるのは、一分地頭としての館主が鎌倉の寺院と関係を有し、そこから僧侶を招請した上で、禪律など新たな信仰を莊内に伝播していくた状況である。第一節にも指摘したが、地頭御家人による京都・鎌倉への上番や寺社參詣は、特定の寺院・僧侶との結びつきを促す機能を有している。また、あくまで伝承のレベルであるが、傾向として臨済禪および真言律の寺院との結びつきが強いことに注意されたい。ここからは、一節に述べた武士の基層的信仰との一致が看取されるのではないだろうか。

#### （2）薬王寺をめぐる東莊預所と一分地頭の動向

以上の例は伝承資料に拠つたが、より確実なものとしては八茎の薬王寺の例が挙げられる。既に荻野三七彦・福島金治によつて考証

されているので、関連する範囲でその概要を述べておく。

金沢文庫本『宝寿抄』巻一の巻頭には、次のようにある。

### 【史料7】

此抄、広沢為本、云當流也、□□□交載タリ、故両流ノ書也、於□州岩城郡薬王寺宝寿院、禪弁へ改名禪意▽大徳口筆也、真源於座下記之、故名宝寿抄也、仰云付法若写瓶之仁ニ非ラスハ、不可輒授与之云々、後葉可存此旨也、永仁三年三月始伝授之

すなわち、『宝寿抄』は永仁三年（一二九五）三月、「岩城郡薬王寺宝寿院」において「禪意」が「真源」に伝授し、「真源」が編集した密教事相書である。この禪意は正一房を名乗り、東密諸流の法脈を受けた僧侶であり、忍性の建立した鎌倉極楽寺真言院の長老であつた。一方の真源（円定房）は、下総大須賀保大慈恩寺の開山であり、文保元年（一一三一七）八月晦日、同寺において「禪意大阿闍梨十三之報恩」の表白を行なつたことが知られる。この大慈恩寺の開基は、大須賀胤氏であつた。

ここから、次のような事情が推定される。永仁三年以前に薬王寺は律院化しており、鎌倉からの下向僧が住持をつとめ、真言の道場としても機能していた。真源は大須賀保の領主・大須賀胤氏が建立した大慈恩寺の開山であり、胤氏が紙谷郷地頭職を保持した点、同氏の系統が東莊預所であつた点を考えれば、薬王寺にこれら真言律僧を招請したのは大須賀氏と考えてよい。

ただ、薬王寺を含む地域が大須賀氏の所領であり、同寺がその氏寺であつたかについては、多分に疑問も存する。一つは、大須賀氏の所領に八溝地域が見られないことによるが、もう一つは薬王寺の寺院としての性格にある。同寺は境内に多数の板碑群を残し、その年記は鎌倉後期に集中している<sup>（註）</sup>。板碑は源・平姓の在俗および師僧の追善を目的とするものが多く、この時期に特定の一族が集中して死没したとは考えられない。また、板碑はかつて近辺に散在していたと言われ、薬王寺の奥院とされる八溝寺付近にも同工の板碑が残存するが、これは薬王寺の規模を示すであろう。

つまり、薬王寺は特定の武家の氏寺ではなく、相当の規模と経済基盤を持つ寺院として存在し、近辺の領主の信仰を集めていたと考えられるのである。そこに大須賀氏が鎌倉における真言律を持ち込んだのであるが、これは多分に東莊預所の権威を梃子とした行為であると思われる。氏寺化を企図したかどうかは不明にしても、同氏はこの後、薬王寺に深く関わっていくことになろう。その結果として、鎌倉からの僧侶の招請という潮流の上に、惣莊レベルでの氏寺の律院化という現象が予測される。先の伝承は、この事実を前提と

して形成されたものであろう。そして、こうした事態は、二つの点で莊園社会に影響をもたらすと考えられる。

第一に、寺院の組織原理の転換。武士の氏寺が、西大寺末寺という名目によつて編成されれば、惣領との結びつきは否定され、本寺独自の僧伽原理に基づいて長老職が補任される<sup>(63)</sup>。氏寺は新たな僧伽原理を在地に持ち込む結節点となるが、それ自体が異質な職の体系を在地に導入する機能を果たすことになる。

第二に、莊鎮守に対する影響。莊鎮守たる飯野八幡宮が西莊預所の存在により、御家人に対する精神支配の上で不完全なものになることは既に指摘した。八幡宮からの離脱は一分地頭により既に模索されており、右の事態はそれと併行して展開していくことになる。東莊の一分地頭は、預所および薬王寺を中心として結束を強めており、莊鎮守とは異なる仏法（真言律）による集結が行なわれている。武士は、独自の地縁・血縁を基盤として、領家の意向とは別個に新たな宗教秩序を形成し得たのであり<sup>(64)</sup>、これにより莊鎮守の支配から離脱していく道筋が想定される。一方、武士の氏寺・氏神が集落単位で果たす役割も無視できぬものであり、莊鎮守を通した領家のイデオロギー支配というのも、かなりの程度、割り引いて考えざるを得ないことになる。

## 小 結

以上、好島莊を素材として考察を重ねてきた。考察から帰納される成果を以下に列記しておく。

第一に、武士の存在自体が有する宗教的・文化的意義である。武士は父祖への「報恩孝養」を基盤として、参詣や上番などにより中央大寺社の信仰に触れ、氏寺の末寺化を進めるが、その過程で氏寺は異質の僧伽原理を獲得し、在地における公共性を高めていく。それは同時に、莊園制的な職の体系の変革をもたらすものであつた。武士という存在は、莊園における寺社を、構造の次元でも信仰の次元でも変容させていく因子と成り得たのである。なお、氏寺の禅律化について、近年言われているような得宗権力への追随<sup>(65)</sup>が見い出せない点には注意が必要である。結果として、それが得宗権力への追随であつたとしても、禅律化の契機としては、武士における基層的信仰との合致、あるいは鎌倉という場における武士と僧侶との対話など、内的な動機を重視すべきであろう。

第二に、武士の館に随伴する氏神の機能。ここでは、氏神が在地における農耕神事と関連する道筋を想定した。これは勧農の具体相を示すものであり<sup>(66)</sup>、領主支配の浸透を別な方向から考える糸口となるのではないかと思う。すなわち、武士による在地支配を経済

的・経済外的強制という面からだけでなく、宗教的影響力という面から考察していくく、という方向性である。武士は、在地における長

者＝神主としての機能を有し、観念的危険性を随伴する「開発」と農耕の維持に宗教的次元で関わつたと考えられる。

第三に、莊鎮守との関連。莊鎮守の祭祀・修法に対しても、武士の参加が基本的であり、それには各集落を代表する者としての役負担が伴う。しかし、そこからの離脱については、武士の側からも様々な路線が模索されている。領家との間で祭祀・修法を分割するという道筋も考えられるが、好島東莊に見られるような独自の宗教的紐帶の形成も無視できない。莊鎮守による精神支配という側面は、さらに再考の余地があると思われる。そこで次章では、この課題を中心にして考察を開拓することとした。

註

- (1) 『中世武士団と信仰』（柏書房、一九八〇）に所収。初出は、一九三七、四一。
- (2) その他、清水三男『日本中世の村落』（日本評論社、一九四二）、豊田武『武士団と村落』（吉川弘文館、一九六三）、河合正治『中世武家社会の研究』（吉川弘文館、一九七三）、等。
- (3) 例えば、在地における地頭の館を中心とする空間構造を扱う海津一朗の論考でも、氏神・氏寺の問題はほとんど言及されていない。海津「『武家の習』と在地領主制」『民衆史研究』二六、一九八六、同「中世在地社会における秩序と暴力」『歴史学研究』五九九、一九八九。
- (4) 川岡「南北朝期の在地領主・氏寺と地域社会」（『ヒストリア』一四二、一九九四）は伊予国新居莊觀念寺、高橋「中世前期における武士居館と寺院」（『城（和歌山城郭調査研究会結成一〇周年記念誌）』一九九八）は紀伊国保田莊星尾寺。
- (5) 津田『文学に現はれたる我が国民思想の研究』（武士文学の時代）洛陽堂、一九一七、藤直幹『中世武家社会の構造』（黒書店、一九四四、桃裕行『北条重時の家訓』養徳社、一九四七、辻善之助『日本文化史』三、春秋社、一九四九、家永三郎『中世佛教思想史研究』法藏館、一九四七、同『日本道德思想史』岩波書店、一九五四、和辻哲郎『日本倫理思想史』上、岩波書店、一九五二、寛泰彦『中世武家家訓の研究』風間書房、一九六七、等。
- (6) 『広島県史』古代中世資料編IV。同史料については、中尾堯「備州における勧進聖の系譜」『瀬戸内海地域の宗教と文化』雄山閣出版、一九七六、参照。
- (7) 起讀文には「弘安七年十月比、為訪故郷恩愛於紀伊国建金

剛寺」とあり、所領内に金剛寺が建立されているが、「紀伊国名所図会」那賀郡には、粉河寺の西の中三谷の集落に「俵藤太墓」の五輪石塔と村堂規模の「金剛寺」が描かれている。この地を所領とした武家としては、池田尾藤氏を挙げることができる(『吾妻鏡』元暦元年二月二十一日条、『尊卑分脈』二)。

- (8) 「粉河寺縁起」二二(『続群書類従』二八)、『撰集抄』三五の藤原泰成(奉成)の例を参照。
- (9) 辻村泰善「西國三十三所と觀音信仰」、吉井敏幸「西國三十三所の成立と巡礼寺院の庶民化」『西國三十三所靈場寺院の総合的研究』中央公論美術出版、一九九〇。

- (10) 武士の地蔵信仰については、『今昔物語集』巻一七ノ三、等参照。
- (11) 上横手雅敬「中世的倫理と法」『講座日本文化史』三、三一書房、一九六三、鈴木銳彦「中世寄進状における『不孝之仁』文言と『氏寺』付記について」『愛知学院大学文学部紀要』一六、一九八六、西谷地晴美「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」『日本史研究』三二〇、一九八九、等参照。

- (12) 前掲海津・註(3)、中澤克昭「狩獵神事と殺生観の展開」『金沢文庫研究』二九七、一九九六。

- (13) 速水侑「鎌倉武士と信仰」『鎌倉時代文化伝播の研究』吉川弘文館、一九九三。

- (14) 「熊谷家文書」嘉禎元年十一月十二日安芸国三入荘地頭得分田島等配分注文、『鎌』七・四八四九。「堀内鎮守」として見える崇道天皇については、牛山佳幸「早良親王御靈その後」『莊園制と中世社会』東京堂出版、一九八四、参照。

- (15) 橋口定志「中世東国の居館とその周辺」『日本史研究』三三〇、一九九〇。

- (16) 峰岸純夫「中世社会の『家』と女性」『講座日本歴史』三、中世一、東京大学出版会、一九八四。

- (17) 「志賀文書」弘長三年七月二日志賀泰朝・深妙連署譲状案、『鎌』一二・八九六九、等。

- (18) 峰岸純夫「東国武士の基盤」『中世の東国』東京大学出版会、一九八九、等参照。

- (19) 『今昔物語集』二六ノ八、「忽那島開発記」(『続々群書類従』六)、鈴木国弘紹介の「熊谷家伝記」(『東国山間村落の開発と『縁者』の世界』)日本大学人文科学研究所研究紀要』三八、一九八九)。長者については、石母田正「辺境の長者(一)(二)(三)」『歴史評論』九二・九五・九六、一九五八、河音能平「畿内在地領主の長者職について」『中世封建社会の首都と農村』東京大学出版会、一九八四、等参照。

(20) 戸田芳実「中世文化形成の前提」『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七。

(21) 「宝簡集」八、正安三年六月二十一日備後国太田莊桑原方地頭太田貞宗所務和与状案、『鎌』二七・二〇八〇八。

(22) 「伊作文書」正中二年十月七日関東下知状案、『鎌』三八・二九二一八。

(23) 「大友文書」文保二年十二月十二日関東下知状、『鎌』三五・二六八八八。

(24) 序章における前提を参照。

(25) 「太山寺文書」『兵庫県史』史料編・中世二。鎌倉初期には、地頭（梶原氏）が預所を兼帶する時期もあるが、基本的に地頭と預所は別個であるのが原則である。

(26) 「史料纂集」大原觀音寺文書。なお、湯浅治久「日本中世の在地社会における寄進行為と諸階層」『歴史学研究』七三七、二〇〇〇、参照。

(27) 海津・前掲註(3)。

(28) 「史料纂集」飯野八幡宮文書（以下「飯野」と略記）年月日未詳飯野八幡宮縁起注進状案。この史料は以下、縁起注進状と略記。好島莊については、永原慶二「領主制支配における二つの道」（『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三）の他、山崎勇「好島莊」（『講座日本莊園史』五、吉川弘文館、一九九五）の文献目録を参照。

(29) 「飯野」元久元年九月十日好島莊田地目録注進状案。同史料は以下、田地目録注進状と略記。「飯野」正和三年浦田検注目録・好島田検注目録。

(30) 志賀伝吉『神谷村誌』一九七二。

(31) 田地目録注進状。

(32) 『いわきの条里制遺構調査報告書』いわき市教育委員会、一九八四。

(33) 「飯野」文永六年十二月十二日関東下知状案。

(34) 佐々木慶市「陸奥國好島莊」『文化』三一一二、一九三六、同「陸奥國好島莊補考」『東北文化研究所紀要』二、一九七〇、松井茂「鎌倉時代の陸奥國好島莊」『歴史』四八、一九七六。

(35) 田地目録注進状。現在、「ミヨウブ田」「ネギ作」などの地字が莊域に広く分布することから、命婦・欄宣などの神官層は莊内に広くその經營基盤を保持していたと見られる。

(36) 「飯野」永徳四年八月日東庄放生会祭礼役注文。

(37) 庄司吉之助・松井茂「好島莊の支配体制」『いわき市史』六、一章二節、一九八六。なお、元亨三年八月三日関東下知状

案には、飯野八幡宮の十二口供僧職が預所の進退にかかることが記した「建久三年八月三日」の將軍の「ほうしよ（奉書）」があると言われているが、文書そのものは伝わらず、鎌倉後期における相論過程で謀作された可能性が高い。仮に文書が実在したとしても、内容はあくまで十二口供僧の進退権が預所にあることを示すに過ぎず、これを以て將軍の強い介入があつたかどうかは直接には判断できない。

(38) 田地目録注進状。また、入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽両国」『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八、大石直正「治承・寿永内乱期南奥の政治的情勢」『日本中世の政治と文化』吉川弘文館、一九八〇、参照。

(39) 「飯野」同年七月十日政所差文案。ただし、東莊預所である大須賀氏との兼ね合いについては不明。

(40) 「飯野」永徳四年八月日東庄放生会祭礼役注文。

(41) 伊藤清郎「中世國家と八幡宮放生会」『文化』四一一・二、一九七八。

(42) 田地目録注進状。

(43) 「飯野」建長五年七月十日政所差文案、文永六年十二月九日鳥居造立配分状。

(44) 佐藤隆美・若松富士男「岩城氏系譜の検討」『いわき地方史研究』五、一九六八、佐々木慶市「岩城惣領系譜考」『東北学院大学論集（歴史学・地理学）』二、一九七一、木田一「岩城氏系譜の検討」『福島史学研究』三五・三六、一九八〇、等参考。

(45) 縁起注進状、「飯野」元亨元年十二月七日関東下知状。

(46) 「飯野」文永六年十二月十二日関東下知状案。

(47) 「円覚寺文書」延慶元年十二月二十五日関東下知状。

(48) 諸根樟一「磐城誌料叢書全冊」勿来文庫、一九三一、等。

(49) 「色川本岩城文書抄出」暦応二年三月一日權少僧都隆賢且那譲状、「いわき市史」八。

(50) 「いわき市史」八。

(51) 同右。

(52) 同右。

(53) 諸根樟一「石城郡町村史」歴史図書社、一九七七。

(54) 「四倉郷土史資料集成」三、一九五六。

(55) 諸根樟一「石城郡町村史」歴史図書社、一九七七。

(56) 近年の館研究の動向については、中澤克昭「中世城館研究と調査結果」『大庭御厨の景観』藤沢市教育委員会、一九九八、参照。

(57) 前掲註(54)。

(58) 「飯野」建武元年九月七日八幡宮造営注文。

(59) 西大寺末寺帳。善本は、松尾剛次「奈良西大寺末寺帳考」『三浦古文化』五一、一九九二。

(60) 三山進「福島県長福寺縁起と興正菩薩像」（『金沢文庫研究』一一一三、一九六五）の紹介による。

(61) 萩野「磐城の薬王寺と金沢称名寺」『金沢文庫研究』一〇一三、一九六四、同「磐城の薬王寺(1)(2)」『金沢文庫研究』一一一〇、一一、一九六五、福島「鎌倉極楽寺真言院長老禅意とその教学」『民衆信仰の構造と系譜』雄山閣出版、一九九五、等参照。

(62) «いわき市史』八。

(63) 上川通夫「中世西大寺流の宗教構造」『立命館文学』五一、一九九一、参照。

(64) 同様な事態は、川岡・前掲註(4) 参照。

(65) 平雅行「鎌倉仏教論」『岩波講座日本通史』八、中世二、一九九四。

(66) 戸田芳実「中世の封建領主制」（『岩波講座日本歴史』六、中世二、一九六三）も、この点に言及している。